

国立大学法人大分大学における教育研究評議会評議員から選出する学長選考・監察
会議委員について

令和4年3月16日
教育研究評議会決定

(趣旨)

第1条 国立大学法人大分大学学長選考・監察会議規則（平成16年規則第10号。以下「規則」という。）第2条第1項第2号に規定する教育研究評議会評議員から選出する学長選考・監察会議委員に関し必要な事項を定める。

(学長選考・監察会議委員の構成)

第2条 規則第2条第1項第2号により選出する学長選考・監察会議委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括理事
- (2) 各学部の学部長又は教育研究評議会評議員のうち学長が指名する各学部の教授 5人
- (3) 医学部附属病院長

2 前項第2号の学長選考・監察会議委員は、各学部1人とする。

(選出手続)

第3条 前条第1項第2号の構成員を選出する場合は、学部長が選出の上、教育研究評議会議長に推薦するものとする。

2 議長は、前項により推薦があった場合は、教育研究評議会に付議し、学長選考・監察会議委員を選出する。

(雑則)

第4条 この決定に定めるもののほか、学長選考・監察会議委員の選出に関し必要な事項は教育研究評議会において決定する。

付 記

この決定は、令和4年4月1日から施行する。